

第 16 卷

Vol. 16

京 都 工 芸 繊 維 大 学
学 術 報 告 書

BULLETIN
OF
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

令 和 6 年 3 月

Mar. 2024

京都工芸纖維大学発行

published

by

KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

KYOTO, JAPAN

京都工芸繊維大学学術報告書

第 16 卷

令和 6 年 3 月 15 日 印刷

令和 6 年 3 月 15 日 発行

編集者 京都工芸繊維大学

発行者 〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地

紀要委員 堀内淳一 秋野順治 高廣克己

箕田雅彦 野田実 山川勝史

梅原大祐 櫻井伸一 平芳幸浩

澤田美恵子 寶珍輝尚

目 次

ハロゲン化物のガラス形成 —構造と化学結合からのアプローチ—	角野 広平	1
セザンヌ、装飾、モダン・デザイン、近代建築	永井 隆則	17
個人の経験の意味付けや解釈を探求する研究の意義はいかに個別性を超えるか	伊藤 翼斗 大河内 瞳 香月 裕介	49
京都工芸繊維大学紀要投稿論文の執筆等に関する要領		i
京都工芸繊維大学紀要の査読に関する取扱要領		iv

京都工芸繊維大学紀要投稿論文の執筆等に関する要領

制定 平成19年7月23日
改正 平成19年8月28日
改正 平成20年11月7日
改正 令和4年2月17日

紀要委員会決定

第1 この要領は、京都工芸繊維大学紀要発行要項（平成19年7月23日紀要委員会決定）第4の規定に基づき、投稿論文の執筆等に関し必要な事項を定める。

第2 投稿論文原稿の本文は、30頁以内とする。

2 投稿論文原稿は、次の各号に掲げる形式で作成しなければならない。

- (1) 白色A4判用紙の上端30mm、下端30mm、左右22mmの余白をとり、原則として横書きで記入する。
 - (2) 本文の文字の大きさは和文11ポイント、欧文12ポイントとし、1行44字、1頁40行を原則とする。
 - (3) 和文原稿の書体は、表題・見だし等はゴシック体、本文は明朝体を原則とし、英文原稿の書体は、表題・見だし等はArial、本文はTimes New Romanを原則とする。
- 3 図、表及び写真等は本文中に挿入しなければならない。

第3 原稿の構成は、原則として次の表のとおりとする。

和文原稿の場合	英文原稿の場合
1. 表題のページ 表題 和文・英文 著者 和文・英文 所属 和文・英文 主著者の連絡先 (E-Mail address を含む)	1. 表題のページ 表題 英文 著者 英文 所属 英文 主著者の連絡先 (E-Mail address を含む)
サマリー(日本語) サマリー：400～600字 キーワード：5語程度	サマリー(英語) サマリー：100～120語 キーワード：5語程度
2. 本文(図、表等) 参考文献 最大30ページ程度	2. 本文(図、表等) 参考文献 最大30ページ程度
3. サマリー(英語) 表題 サマリー：100～120語 キーワード：5語程度	3. サマリー(日本語) 表題 サマリー：400～600字 キーワード：5語程度

第4 図及び表は、正確かつ明瞭に書くこととし、それぞれの図及び表には、図1、表1のように通し番号を付すとともに、題を付けなければならない。

2 文中に図表などが組み込まれている場合、保存・公開処理の過程において別途に鮮明な図表原稿の提出を求める場合がある。

第5 注及び参考文献は、論文の末尾に番号順に一括して入れ、本文中の当該箇所の右肩に1)、2)のようにして示さなければならない。

第6 本文及び図表中で参照している文献は、すべて記載しなければならない。ただし、単行本の文献については、本文中で参照されている文献のみの記載で足りるものとする。

2 雑誌掲載の文献の表記は、著者、雑誌名、巻数、ページ、発行年の順とする。

(例) 山田太朗, 鈴木一郎, 日本〇〇工学会第19回全国大会講演論文集, 547-550, 2003.

(例) T. Shioyama, H. Wu, N. Nakamura, and S. Kitawaki, Meas. Sci. Technol. 13, 1450-1457, 2002.

3 単行本の文献の表記は、著者、書籍名、発行所、発行地、ページ、発行年の順とする。

(例) 村上陽一郎, 安全学, 青土社, 東京, 219-235, 1998.

(例) F. E. Zeuner, A History of Domesticated Animals, Harper and Row, New York, 436-439, 1963.

4 本文中の引用表記の方法は次のとおりとする。

(例) B. Bloom が提唱するような到達すべき目標¹¹⁾ を目指した・・・・

(例) 西尾は・・・と述べている⁶⁾。

(例) Shioyama et al.¹³⁾ reported ...

(例) ... were found in ancient Egypt.¹⁴⁾

第7 紀要委員会に提出する投稿論文原稿は、A4判用紙に印刷したもの3部及び電子媒体(DOCまたはPDF形式)とする。

第8 投稿論文が日本語以外の言語で執筆された原稿である場合は、執筆者の責任において、ネイティブチェック等を受けた原稿を提出する。

2 日本語又は英語以外の言語を用いて投稿論文の執筆を予定している場合は、予め紀要委員会に執筆言語について相談しなければならない。

第9 論文の掲載が決定された場合には、執筆者は紀要委員会に完全原稿(A4版プリントアウト1部及びMS Word形式のファイル)を提出する。

2 前項の場合において、Windows又はMac以外のOSを利用している場合又はMs-Word以外のワープロソフトを利用した原稿の提出を予定している場合は、掲載決定後速やかに紀要委員会に提出方法について相談しなければならない。

第10 論文の掲載決定後において、編集の作業上加筆修正(論文識別符号等)等が必要となった場合は、執筆者に原稿を戻し、執筆者本人が完全原稿を作成することを原則とする。この場合において、書式・レイアウトを統一するため必要な場合は、紀要委員会の判断で体裁を変更する場合がある。

2 完全原稿には、欄外のヘッダーとして紀要委員会が指示する紀要卷・号など必要な情報を記入し、フッターの中央には各論文ごとの頁番号を記入する。

第11 完全原稿提出後における執筆者の校正は、2回までとする。

附 則

この要領は、平成19年7月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年8月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年11月7日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年2月17日から実施する。

京都工芸繊維大学紀要の査読に関する取扱要領

平成19年7月23日

紀要委員会決定

最終改正 令和3年10月8日

第1 この要領は、京都工芸繊維大学紀要発行要項（平成19年7月23日紀要委員会決定）

第7第2項の規定に基づき、本学紀要の査読に関する取り扱いについて定める。

第2 査読は、執筆者が査読を希望する場合に行う。査読者には執筆者名、所属部門は伏せて依頼することとする。

第3 執筆者は、査読を希望するときは、学内外から3名以上の査読候補者を記載して提出することができる。

第4 紀要委員会は、2名以上の査読者を選出するものとする。ただし、前項で記載された査読候補者以外から査読者を選定する場合がある。

第5 査読者は、次に掲げる基準に従って査読を行う。

- (1) 研究内容に新規性があるか否か
- (2) 現象等の解明又は解釈等を行い、新しい事実の発見又は論理の展開等をしているか否か
- (3) 示唆的で発展性があり、今後の研究に取り入れるべき価値があるか否か

第6 査読期間は原則として査読依頼日から1ヶ月以内とする。

第7 紀要への採否の判定方法

- (1) 査読における評価は、「採択（条件付採択を含む）」「再査読」「不採択」とする。
- (2) 再査読における評価は、「採択（条件付採択を含む）」「不採択」とする。
- (3) 紀要への採否については、全査読結果をもとに紀要委員会で判断する。

第8 紀要委員会は、「採択（条件付き採択を含む）」と評価したときは、最終原稿確認者を選出するものとする。

第9 査読結果の通知

- (1) 紀要への採否が判定され次第、査読結果を著者に通知する。
- (2) 査読者による査読報告書は、筆跡その他により査読者名が判別されないようにした上で著者に伝達する。
- (3) 採否が決定したとき、その論文の査読にかかる全査読者にその旨を通知する。

第10 条件付採択とした場合の取り扱い

投稿者に査読者の意見を通知し、1ヶ月以内に原稿の修正を求め、最終原稿確認者は修正原稿について査読者の指摘する修正がなされているか確認する。

第11 再査読とした場合の取り扱い

- (1) 投稿者に、2ヶ月以内に修正原稿の再提出及び査読結果に対する回答書の提出を求める。

- (2) 上記(1)の期限を超えて提出したものは、提出された日を受付日とする。
- (3) 修正原稿については、当初に選定した査読者（不採択と判断した査読者を除く。）に改めて査読及び再査読結果報告を依頼する。再査読期間は概ね3週間とする。
- (4) 紀要委員会は、再査読結果に基づき、改めて審議する。

第12 不採択とした論文の再投稿の取り扱い

不採択とした論文については、改稿のうえ改めて投稿することを可能とし、新規論文として扱う。

第13 学外査読者に対する謝礼

- (1) 学外査読者に対しては謝金を支払うこととし、その金額は別に定める。
- (2) 学外査読者に対する謝金の支払いは、1論文につき1回とする。

第14 質疑討論寄稿の取り扱い

- (1) 掲載論文に対し、質疑討論の申し込みがあった場合には、当該論文査読者に採否の判定を依頼し、紀要委員会にて採否を決定する。この過程で、採用となった質疑討論に対して著者に回答を求め、そのいずれも論文集に掲載する。
- (2) 著者からの回答が1カ月以内にない場合は、質疑討論申込のみ掲載する。

附 則

この要領は、平成19年7月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年11月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年3月7日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年10月8日から実施する。

京都工芸纖維大学
学術報告書
第16卷